

第六回南国国民学校が五月八日から二十九日まで七回にわたって、大塚公民館で開かれました。初日には約八十人と大勢の市民が会場を訪れ、講師の話に興味深く聞き入っていました。広報では、都合により受講できなかった方たちのために、いくつか取り上げて掲載します。

## かしこい消費者になるために

### あの手この手の悪質商法

永尾朱美氏(高知県消費生活センター主任)



消費生活センターは、消費者が困ったときに相談に応じたり、商品テストしたりするところで、消費生活の知識を得るための研修の場でもあります。

私たちの周りにはいろいろな商品やその商品にかかわる情報がはんぱしてあり、何がいいのか悪いのか判断しにくくなっています。その中で、間違った情報を正しいと信じたために、いろいろなトラブルが起こっています。今日は皆さん方が物を選ぶときに何を基準にしたらいのかという大まかな物を見る目、考え方を身に付けてほしいと思います。

店で待っていても買ってくれな

いから、積極的に出向いていこうという販売体系が出てきて、最近特殊な販売方法が非常に大きな問題になっています。企業側は皆さん方の小使いをいかに巻き上げることかというのを考えており、その小使いを最大限うまく使えるかどうかは、企業の思うつぼにはまるか、自分たちが計画したように使うかにかかっています。

センターへの相談事例の中で、どんなものが多いかを挙げてみましょう。会場に人を集めて、どうしてもほしいという雰囲気盛り上げて売るSF商法。業者は新製品を普及するために安く提供していると

言っていますが、もうけのことを考えると、あまり安い商品ではないと考えざるを得ません。

また、抽選に当たったと言って商品を届け、そこで料理の講習会をしてステナレスなべを売るホームパーティー商法。その折、少しまよかしの実験で、ほかの材質のなべは健康に悪いという気持ちにさせられます。しかし現状では家庭用品品質法という法律で決められていますので、アルミでも鉄でも取り扱いは誤らなければ、決して人体に害はありません。昨年問題になった豊田商事などのもうけたい商法と呼ばれるものもあります。この中には先物取引

や紹介商法(マルチまがい)があります。特に紹介商法は消費者が販売者となり、後々人間関係がこじれるなどの問題があります。

そのほか、かたり商法、開運商法と呼ばれるものもあります。募金活動や健康食品にも気をつけてほしいと思います。健康食品は医薬品ではありませんので、過大評価しないようにしてください。栄養の取り過ぎも問題があります。

訪れてきた人を全面的に信用するよりも、お金を払う前に、一般的に金額はどのくらいか、その話がほんとうかどうかを問い合わせてからにしてください。

それでは、契約をしたが戻したという場合はどうしたらいいでしょうか。そのためにクーリング・オフ制度があり、売り込みに来た特殊な販売方法の場合には、一週間だけ頭を冷やす期間を消費者に与えてくれます。契約をした日を含め、その日から一週間目までに「契約をしましたが、都合によりやめたいと思います」と書いた書面を送れば解約できます。ただし、その日までの消印が押されていること、またなるべく内容証明郵便で出します。簡易書留でも構いません。出したという証拠をなんらかの形で残してください。電話では法的に認められないことも知っておいてほしいと思います。

なお、代金を全額支払った場合と消耗品を使用した場合は、この制度は適用されませんので、なるべくお金は全額払わないように、また使わないで頭を冷やしていた方がいいと思います。

最近では皆さんクレジットを利用します。この場合は物を買ったところとお金を払ってくれるところが違いますので、今までのように解約がストリートにできません。クレジット契約に関連して、名義貸しの問題が起こってきています。これは連帯保証人と同じ扱いになりますので、名前を貸した人は、その人が支払えなくなったときは支払う義務があります。

重要なのは、商品がほんとうにその値打ちがあるかどうかを見極めるだけの知識を常々いろいろなところから吸収して持つことです。また、店を見る目を持ち、後々アフターサービスをしてくれる業者を選ぶことも大切です。

一番のポイントは、自分の生活の中でほんとうに必要なものかどうかということです。それを常に考えて自分の生活設計を見直せば、不意のセールスに多額の契約をして生活設計が狂うことはないと思います。そして、うまい話に乗らないだけの知識を持っていただきたいと思っています。